

令和4年度四万十町トライセクター人材育成事業委託業務仕様書

1. 委託業務名 令和4年度四万十町トライセクター人材育成事業委託業務

2. 目的

町内の活性化や課題解決に関心のない人材や、新たな学びを望んでいる人材に対し、地域振興等を基本としつつ、様々な活動に対する知見を提供する事により、町政や人材育成事業等への関心を高める。「地域」「民間」「行政」の垣根を超えて、地域の活性化に挑戦する人材（トライセクター）の育成や発掘等を目的とする。

3. 契約期間 令和4年7月1日 ～ 令和5年3月31日

4. 業務内容

- ① トライセクター人材を育成するために、町政等に関心を持つような企画の検討・実施（単独講座を年3回以上開催）
- ② 受講生の募集や講座開催の周知（チラシの作成等周知に関する費用は委託料に含む）
- ③ 受講生への連絡調整
- ④ その他、受注者の提案により実施する業務

5. 報告書の提出

受託者は委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、発注者に提出するものとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他事業完了報告に係る資料
- (3) 各講座の受講者名簿（後日、他の人材育成事業等が周知できるように連絡先等を明記）

6. 留意事項

- (1) 企画・運営の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。なお、講座内容を企画・検討する際には、行政委託業務という考えを取り払い、町民が「ワクワクする」事を前提に講座を設定すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (3) 受講生の募集にあたっては、区長文書もしくは新聞折り込み等を活用して町内各戸への周知に努めること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、柔軟に対応すること。
- (5) 業務内容、データ内容その他この業務委託により知り得た事項を第三者に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。また、許可なく複写又は複製してはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (7) 受注者から提供された情報については、原則として発注者のみで使用し、断りなく第三者への配布は行わない。ただし、四万十町情報公開条例（平成 18 年 3 月 20 条例第 10 号）で定義する公文書になるため、公開請求があった場合は、請求者に対して公開を行う。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所についてはその旨を記載すること。
- (8) 見積書、企画提案書の様式は、特に問わない。
- (9) 提案者が複数の場合は、提案内容・講座回数・見積額等を勘案し、人材育成推進センターが委託者を決定する。

7. 委託料上限 ￥440,000－（税込み）

8. 提出期限 令和4年6月30日（木）午後5時必着

9. 担当者・提出先 〒786-0008 高知県高岡郡四万十町榊山町 3-7
四万十町役場人材育成推進センター 吉村 愛 宛

<参考>過去に開催した講座

